

当院では、以下の項目につき院内掲示でもお知らせをしております

1. 電子的診療情報連携体制整備加算

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行います。

2. 外来・在宅物価対応料

当院では、昨今の物価高騰に対応するため、厚生労働省の規定に基づき「外来・在宅物価対応料」を算定しております。

3. 外来・在宅ベースアップ評価料

当院では、医療従事者の確保と資質向上を図り、これまで以上に質の高い医療を提供するため、厚生労働省が定める「ベースアップ評価料」を算定しております。

4. 時間外加算

平日 18：00以降または土曜日 12：00以降にご受診されますと夜間早朝等加算50点が算定されます。

5. 一般処方名加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

一般紙処方によって特定の医薬品が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般処方名とは・・・お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

6. 明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、会計時に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しております。

7. 情報通信機器を用いた診療について

当院では、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を実施しています。なお、情報通信機器を用いた診療の初診においては、向精神薬の処方はいません。

みのり耳鼻咽喉科